

行政処分等の実施及び程度の決定に当たっての基本的考え方

1 具体的にどのような行政処分を実施するかの判断に当たっては、まず、当該行為の重大性・悪質性について、特に以下の点に着眼し、検証を行います。

(1) 公益侵害の程度

利用者に対し著しく不適切な介護サービスを提供し、あるいは多額の不正請求を行うなど、当該違法・不当行為が公益性を著しく侵害しているか。

被害を受けた利用者数、個々の利用者が受けた被害はどの程度深刻か。

(2) 故意性の有無

当該違法・不当行為が故意によるものか、過失によるものか。

(3) 反復継続性の有無

当該違法・不当行為が反復継続して行われたのか、あるいは1回限りのものであったのか。

当該違法・不当行為が行われた期間がどの程度であったのか。

(4) 組織性・悪質性の有無

当該違法・不当行為が現場担当者個人の判断で行われたものか、あるいは経営陣や管理者もかかわっていたのか。

問題を認識した後に隠蔽を図るなど悪質な行為が認められたか。悪質な行為が認められた場合には、当該行為が組織的なものであったか。

2 1の検証結果をもとに、地域におけるサービス提供・基盤整備の状況、事業者の運営管理態勢（※）など、配慮すべき他の要素を総合的に考慮した上で、具体的な処分内容を決定する。

※事業者の運営管理態勢の適切性

個々の役職員の法令遵守等に関する知識や取組は十分か。

事業者の運営管理態勢は十分か、また適切に機能しているか。職員教育は十分に行われているか。